「あおもりふるさと寄附金」のご案内

県では、ふるさと納税制度による寄附「ふるさと寄附金」を受け付けています。

ふるさと納税制度とは

生まれ育った地域や、関わりが深い地域を応援したいというみなさんの想いにお応 えするもので、個人が県や市町村に寄附をした場合に、住民税から寄附金額に応じて 一定額を控除するものです。

法人が寄附した場合は、その支払った全額が損金(経費)に算入されます。

寄附金の活用

いただいた寄附金は、県の重点施策や東日本大震災からの復興支援に活用します。

申出方法

県庁ホームページからの申出のほか、各地域県民局県税部や県外事務所などに備え 付けの申出書をご利用ください。

1万円以上のご寄附をいただいた県外在住の個人の方には、青森県産品をお送りしています。

県外在住の方々、年末年始に帰省されるご親戚・ご友人の方々にも、ぜひご紹介ください。

- 詳しくは、県庁ホームページをご覧いただくか、電話・電子メール・FAXで県税務 課にお問い合わせください。
 - ・県庁ホームページ「青森県への寄附を受け付けています~あおもりふるさと寄附金~」 URL: http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/025_01furusatoindex.html
 - ・県税務課 ☎017-734-9064 FAX017-734-8008





